

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

## ～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。**平成29年5月1日支給申請分から下記のとおり助成額等を変更いたしました。**

### 主支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。  
また、改定後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

### 支給

### 給

### 額

| 60歳以上の被保険者数※1 | 65歳への定年引上げ |     | 66歳以上への定年引上げ |      | 定年の廃止 | 66～69歳の継続雇用への引上げ |    | 70歳以上の継続雇用への引上げ |      |
|---------------|------------|-----|--------------|------|-------|------------------|----|-----------------|------|
|               | 5歳未満       | 5歳  | 5歳未満         | 5歳以上 |       | 4歳未満             | 4歳 | 5歳未満            | 5歳以上 |
| 1～2人          | 20         | 30  | 25           | 40   | 40    | 10               | 20 | 15              | 25   |
| 3～9人          | 25         | 100 | 30           | 120  | 120   | 15               | 60 | 20              | 80   |
| 10人以上         | 30         | 120 | 35           | 145  | 145   | 20               | 75 | 25              | 95   |

※160歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

(単位：万円)

■ 1事業主あたり（企業単位）1回限り

## ～高齢者雇用環境整備支援コース～

以下のいずれかの高齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します。

### 措置の内容

- ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の増大
- ②高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高齢者に対する健康管理制度的導入

### 支給額

以下の①・②のいずれか低い額を支給します。  
(上限1,000万円)

①措置に要した経費の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》  
②措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円《36万円》

〔《》内は生産性要件を満たす場合※2〕

## ～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主の皆様を助成します。

### 申請の流れ

- ① 高齢者雇用管理に関する措置を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ② 転換計画の作成、機構への計画申請
- ③ 転換の実施後6ヶ月間の賃金の支給
- ④ 機構への支給申請

### 支給額

- ・対労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- ・生産性要件を満たす場合※2には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

※2『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です）が要件です

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} + \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

お問い合わせや申請は、以下の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）までお願いします。ホームページも併せてご参照ください。<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>（当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金）



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

京都支部 高齢・障害者業務課（TEL：075-951-7481）